

# 日米における大麻規制の変遷

——無毒性大麻規制問題の考察のために——

土ヶ内一貴

## 《目次》

- I. はじめに
- II. アメリカ合衆国におけるマリファナ規制法案制定の社会的背景
- III. アラスカ州におけるマリファナ解禁をめぐる法律の動き
- IV. 日本における大麻規制の現状と課題
- V. おわりに

## I. はじめに

近年大麻草を利用した製品に注目が集まってきている。海外の自動車会社であるメルセデス・ベンツ、BMW、アウディは、車体の内装材として、大麻草繊維と既存のプラスチックを混ぜた複合材料を利用しており、その量は1台あたり16キログラムにのぼる<sup>1)</sup>。他にもヘンプオイルと呼ばれる大麻草の実からとれる種子油は、体内で合成できない2つの必須脂肪酸、リノール酸と $\alpha$ -リノレン酸が3対1とバランスよく含まれており、健康的な食品や化粧品として利用できる<sup>2)</sup>。他にも大麻草を利用したものには神道の神事に利用する注連縄や衣装、石油の代替燃料としてのヘンプオイル、医薬品<sup>3)</sup>等が存在する。ところが、上記のような製品の原料となる大麻草は大麻取締法で規制されているため、一般に国内で流通している大麻製品は価格が高い。そして現在大麻製品の原料として使われている大麻草は、品種改良によって無毒化された種であるものが多いが、無毒性の大麻草も現行法では規制対象に入っている。仮に無毒性大麻を自由に栽培して、麻産業が発展した場合の経済効果についての試算を見ると、石油製品としての代替としては6000億円、木材の代替としては62億円、医療目的であればガンだけで78億円の規模になると主張している文献もある<sup>4)</sup>。現行法である大麻取締法は1948年に施行されて以来、様々な判例によって実務上の運用を行いながらそれほど大きな改正を経ないまま現在に至っている。しかし現在の法律では産業目的の無毒性の大麻でさえ、一般人が所持すれば5年以下の懲役に処せられるという状態が依然として続いており、同法の下で「大麻・麻薬・覚せい剤」が同列に並べられ、禁止薬物として啓蒙キャンペーンが行われる場合が多い。

本稿では、酒・アルコールよりも有害性が低いと言われる大麻が日米両国で規制されるに至った社会背景を紹介し、その過程で起きた裁判例（主に日本の判例と、アラスカ州最高裁判決）を比較検討することによって大麻の規制根拠を検討する。

1) 赤星栄志『ヘンプ読本—麻でエコ生活のスズメー』（築地書館、2006年）184頁。

2) 赤星・前掲注（1）104頁。

3) 例えば日本の大塚製薬株式会社では、カンナビノイド系がん疼痛治療剤「サティベックス」を開発し、米国でライセンス契約している。

otuka.co.jp参照。

4) 船井幸雄『悪法!!大麻取締法の真実』（ビジネス社、2012年）209頁以下。

その上で大麻取締法に「抽象的危険犯における限定解釈論」を準用し、現行法下でも無毒性産業用大麻を所持することができる可能性について若干の考察を行うこととする。

## II. アメリカ合衆国におけるマリファナ規制法案制定の社会的背景

2015年10月現在、アメリカ合衆国の中で嗜好用マリファナを合法的に使用できる州は3つある。まず最初に嗜好用マリファナ使用を「解禁」したのはコロラド州である。2012年11月6日、コロラド州とワシントン州で、マリファナの喫煙を合法化するか否かを決する住民投票が実施された。その結果コロラド州では賛成54%、ワシントン州では賛成55%で両州における嗜好用マリファナの合法化が決定した<sup>5)</sup>。この住民投票を受けて2014年1月1日より、コロラド州では州の許可を受けたマリファナ取扱者が合法的にマリファナを販売することが可能となった<sup>6)</sup>。2014年7月8日にはワシントン州でもマリファナ使用が合法となった<sup>7)</sup>。さらにワシントンDC、オレゴン州、アラスカ州、でも州民投票（イニシアティブ）で嗜好用マリファナの使用合法化が賛成多数となり、アラスカ州では2015年2月に法が施行されている。DCでは賛成69%、オレゴン州では賛成55%、アラスカ州では賛成52%であり<sup>8)</sup>、DCとオレゴン州では今後法が施行される。このように近年アメリカ合衆国では、住民投票でマリファナ使用を合法化決定する州がみられるようになってきている。

合衆国における大麻規制の歴史は、「1930年代から1960年代の前半にかけての取締り強化の時期と、1960年代の後半から」1970年代にかけての「取締緩和の時期の二つに大別できる」<sup>9)</sup>。最初に連邦法で麻薬を規制するようになったのは1914年に制定された「ハリソン麻薬法」で、これは「アメリカ初の連邦政府による麻薬

5) The New York Times, 7 November 2012.

6) The New York Times, 1 January 2014.

7) The New York Times, 8 July 2014.

8) The New York Times, 3 November 2014.

9) 生田典久「アメリカにおける大麻の規制と判例の動向」ジュリスト654巻（1977年）41頁。